

令和5年度 保育料基準額表

単位:円

・・・副食費が免除となる範囲

表1

2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)												
階層区分	定義	3歳以上児						3歳未満児						
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間			
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	
D1-D11	市町村民税所得割課税額	48,600円以上 57,700円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0
		57,700円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0
		60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0
		76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0
		97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0
		123,000円以上 148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0
		148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0
		169,000円以上 219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0
		219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0
		265,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0
		301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0
D11	397,000円以上	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	

表2

ひとり親世帯、在宅障害児(者)と同居している世帯の保育料（市民税額77,100円以下の場合）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)												
階層区分	定義	3歳以上児						3歳未満児						
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間			
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D1		48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D3の一部		76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0

※市民税額77,101円以上のひとり親世帯、在宅障害児(者)と同居している世帯の保育料は、表1にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 3歳未満児で、保育園、認定こども園、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
 - 軽減額
 - 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
 - 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額最高6,000円の軽減となります。
- ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。